

(様式第1号)

■ 会議録 □ 会議要旨

会議の名称	令和7年度 第2回芦屋市交通安全対策委員会
日時	令和8年2月2日(月) 午前10:00 ~ 午前11:30
場所	芦屋市役所東館3階 災害対策本部室(中会議室)
出席者	委員長 足立 寛 副委員長 吉泉 里志 委員 三谷 哲雄、溝口 正、鞍田 反省、成田 一城、山川 尚佳、三崎 英誉、 柴田 陽子、藤田 博嗣、石濱 晃生
欠席者	岡村 和代、栗田 聡志
事務局	道路・公園課 係長 古川 雄一 課員 梅林 健祐、鈴木 翼、山本 侑乃、樋口 雅子
会議の公開	■ 公開
傍聴者数	0 人

1 会議次第

- (1) 開会
- (2) 議題
令和8年度以降の交通安全に関する取組について
- (3) その他
- (4) 閉会

2 提出資料

- (1) 次第
- (2) 委員名簿
- (3) 芦屋市交通安全対策委員会設置要綱
- (4) 資料1-1: 次期の交通安全計画について
- (5) 資料1-2: 令和8年度以降の交通安全に関する取組の考え方
- (6) 資料2: 芦屋市交通安全対策連絡会設置要綱(案)
- (7) 資料3-1: 芦屋市の交通事故の実数及び目標
- (8) 資料3-2: 令和8年度以降の交通安全に関する取組シート
- (9) 資料3-3: 今後の取組時期及び概要(案)
- (10) 参考資料1: 第11次兵庫県交通安全計画(概要)
- (11) 参考資料2: 目標別実施内容一覧表

3 審議内容

事務局/梅林: 定刻となりましたので、ただいまから令和7年度第2回芦屋市交通安全対策委員会を開催いたします。本日はお忙しい中、本委員会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。事務局の道路・公園課の梅林と申します。

それでは事前資料の確認をさせていただきます。「次第」、「委員名簿」、「芦屋市交通安全対策委員会設置要綱」、資料1-1「次期の交通安全計画について」、資料1-2「令和8年度以降の交通安全に関する取組の考え方」、資料2「芦屋市交通安全対策連絡会設置要綱(案)」、資料3-1「芦屋市の交通事故の実数及び目標」、資料3-2「令和8年度以降の交通安全に関する取組シート」、資

料3-3「今後の取組時期及び概要（案）」、参考資料1「第11次兵庫県交通安全計画（概要）」、参考資料2「目標別実施内容一覧表」、以上11点です。資料が不足している方がおられましたら、挙手いただけますでしょうか。

本日欠席されている委員をご報告いたします。岡村委員、栗田委員の2名が欠席です。

最後に、事務局の古川、梅林、鈴木、交通指導員の山本、樋口が出席しております。どうぞよろしく願いいたします。それでは、これより議事に入りますので本日の会議の進行を足立委員長にお願いしたいと思います。

足立委員長： 委員長の足立でございます。お忙しい中お集まりいただきまして誠にありがとうございます。それでは、次第に沿って議事を進めて参ります。まず、会議の成立について事務局より説明をお願いします。

事務局/梅林： 本日の芦屋市交通安全対策委員会の出席状況について、委員定数13名中11名出席しております。芦屋市交通安全対策委員会設置要綱第6条第2項の規定に基づき、委員全体の過半数の出席がありますので会議は成立しております。

足立委員長： ありがとうございます。この委員会が成立していることを確認いたしました。それでは、会議及び議事録の公開について事務局より説明をお願いします。

事務局/梅林： 本委員会は芦屋市情報公開条例第19条の規定により原則公開となります。そのため、会議における発言内容、発言者のお名前は、後日、議事録として市のホームページ等にて公開されますことをご了承いただきますようお願いいたします。また、議事録を正確に作成するため、レコーダーにて音声を録音させていただきます。

足立委員長： 傍聴者について、傍聴を希望される方がいらっしゃれば、ご案内をお願いいたします。

事務局/古川： 傍聴希望者はいらっしゃいません。

足立委員長： ありがとうございます。それでは内容に入っていきたいと思います。まずは事務局より議題について、説明をお願いします。

事務局/梅林： 議題「令和8年度以降の交通安全に関する取組について」ご説明いたします。第1回の委員会では、令和6年度の取組実績や評価に関してご協議いただきました。また、交通安全計画を策定する根拠となる法律の改正に伴い、交通安全計画の策定が「できる」規定に変わったことにより、次期計画の策定の可否も含めた今後の取組方針について事務局の案をご説明いたしました。

本日の委員会では、前回のご説明よりもさらに詳しくご説明させていただき、令和8年度以降の交通安全に関する取組について、方針等を決定するまでをご協議いただきたいと思いますと考えております。

本日の資料は大変多くなってしまいましたので、まずは資料1-1、1-2、2についてご説明し、委員の皆様にご協議をいただいた後、資料3-1以降についてご説明させていただきたいと考えております。

それでは、資料1-1「次期の交通安全計画について」をご覧ください。こちらは前回の委員会の資料と概ね同じものになります。変更点としては、前回（第1回）の委員会では特にご意見等ございましたので、資料左下、「〇令和8年度以降の取組」（案）と記載しておりましたが、（案）の表記を削除しています。また、資料一番下の組織名について、前回の資料では交通安全対策「委員会」（仮）としていたものを交通安全対策「連絡会」（案）と記載を修正しております。

第1回に引き続き、再度のご説明となりますが、交通安全計画を策定する根拠となる交通安全対策基本法の改正が令和5年6月にあり、計画の作成に「努める」から「できる」規定に改正されました。

法改正を踏まえ、芦屋市では新しく交通安全計画の策定はしないが、留意事項に記載の事項に注意しつつ、交通安全に関する取組を進めていきたいと考えています。取組を進めるにあたり、芦屋市の現状に応じた「重点的な取組」を定め、「重点的な取組」を達成するために行政や地域団体等ができる取組を進める、または一緒に協働を進めるといったことを考えています。

資料1-2「令和8年度以降の交通安全に関する取組の考え方」をご覧ください。資料冒頭に記載のとおり、第10次計画（改定）や芦屋市の最上位計画である第5次総合計画（後期基本計画）の考えや施策等を参照、活用しながら交通安全に関する取組を進めます。

項番1では、第10次計画（改定）の活用として、第10次計画（改定）の施策整理表を令和8年度以降の取組の「施策ツール集」として活用を想定しています。第5次総合計画（後期基本計画）の取組や目標、芦屋市の実情等を中心に「重点的な取組」や取組を定め、たうえで、「絞り込む視点」を意識した取組を進めます。

資料の項番2では、第5次総合計画（後期基本計画）の交通安全に関する取組や目標記載しています。

そして項番3では、交通安全に関する取組を情報交換や協議する場として、「交通安全対策委員会」ではなく、交通安全対策に関する取組を推進することを目的とした「交通安全対策連絡会」を新たに設置し、情報交換や協議をいただきたいと考えております。情報交換や協議の内容としては、項番3の（2）議論の内容に記載のとおり、各団体の取組内容の情報交換、連携した取組（協働）ができないかの検討や団体間の連絡調整などを主に実施したいと考えております。

そういった連絡会での協議内容を含めた要綱が、資料2「芦屋市交通安全対策連絡会設置要綱（案）」です。現在の委員会の設置要綱が右側、新しく設置を予定している連絡会の設置要綱（案）を左側に記載しています。変更部分は着色していますが、第1条の目的と第2条の所掌事務に変更があり、そのほかの部分に関しては委員会から連絡会への変更に伴う簡易な変更です。第1条の内容は計画の策定ではなく、交通安全対策に関する取組を推進することを目的とする連絡会であることを示しております。第2条の内容は第1条と同様、計画の策定ではなく、交通安全対策に関する取組などの情報交換や団体間での協働などを含む連絡調整の役割を担っている連絡会であることを示しております。

この要綱に関して、最終的には市の内部で意思決定を行う手続きを実施しますが、方向性について共有させていただきたいと考え、資料としてお示しいたしました。

ここまでの資料1-1、1-2及び2の説明です。これからの交通安全対策に

関する取組の基本となる方針をお示ししております。ご協議のほどよろしくお願いたします。

足立委員長： ありがとうございます。資料1-1、1-2及び2について、前回の説明と少し被る部分もありましたが、そこから進んでいる部分ということで説明をいただきました。この機会にご意見があれば、ぜひご発言ください。

吉泉副委員長： 前回までは計画を作成しその計画の進捗を確かめる会議体であったと認識しております。今回は計画を作成しないが、この組織を大切にして今後も交通安全対策に取り組んでいくイメージだと考えています。「連絡会」に名称変更するにあたり参考にされたものがありましたらご教示いただきたいです。

事務局／梅林： こちらの連絡会の設置要綱の案としてお示しした部分に関しましては、庁内の類似のものを参考しております。具体的に申し上げますと、芦屋市バリアフリー推進連絡会設置要綱です。こちらにも計画の策定はしませんが、バリアフリーを推進していく連絡会として、会議体を持っております。こちらを参考にさせていただき、連絡会の設置要綱として作成しました。

また、芦屋市バリアフリー推進連絡会設置要綱と類似の部分になりますが、今の交通安全対策委員会が、いわゆる附属機関に準ずる機関として、委員会を進めておりますが、今回の連絡会設置要綱の中では、附属機関に属さないという位置付けで会議を進めたいと考えております。

こちらにも庁内の中で指針が示されており、主な目的として、連絡調整を活動内容として設置しているものに関しては、附属機関に該当しないという指針が示されております。連絡会に関しては附属機関ではない位置付けで進めていきたいと考えています。

吉泉副委員長： 実態としては変わらず運営していくということですね。それぞれの会議や組織で取り組む中で、この場を活用し、自分たちが主体となることができないことについても、何ができるかを考え関わられるように、協働の取組を進めていくという理解でよろしいでしょうか。

事務局／梅林： 今回の重点的なポイントとしましては、交通安全に関しては、単体で取り組むことができない活動、協働できる部分については、協力しながら、市全体で取り組む、協働を含めた、要綱の策定をさせていただきました。

足立委員長： 先ほども事務局から説明ありましたように、新たな計画は策定しないものの、重要な取組でありますので、名称を変えて連絡、共有しながら推進していきたいという説明と思います。

他、気づいた点とか、もう少し教えていただきたいみたいなことがありましたらご意見お願いたします。

よろしいでしょうか。それでは引き続き、事務局より議題の資料3以降の説明をお願いします。

事務局／梅林： 資料3-1以降については、令和8年度以降の交通安全に関する取組について、具体的にイメージしていただくための資料です。

資料3-1をご覧ください。芦屋市の交通事故の件数や内容などをお示し

ております。最上段には、今後の取組の柱となる第5次芦屋市総合計画や、これまでの芦屋市交通安全計画の計画期間との関係を記載しています。グレーで着色している大きな項目（例：人身事故件数や交通事故死傷者数）に関連する形式で、死亡事故や死者数に関する内訳をピンク色、重傷に関する内訳を水色、軽傷に関する内訳を着色なしで記載しました。

また、大きな項目ごとの件数での割合、人数での割合を参考として記載しています。目標に関連して、表の下側に注釈として、総合計画で定めている目標や交通安全計画で定めていた目標、目標数値を達成したことで新たな目標設定はしないが、今後も意識して確認していく「注視」という項目を記載しています。下側に記載のグラフは、視覚で確認いただきたいという考えで掲載していますが、内容については具体例ですので、年度ごとに特徴のある指標を視覚化したいと考えています。

今後の本資料の取り扱いとして、指標を横に追記していただくだけでなく、縦にも（新しい項目を）追加していくことも想定しております。現時点では、自転車の事故や高齢者に関する事故が多い印象ですが、時代の変遷とともに事故の内容も変化があることも予想されますので、時々に応じた内容を追加していきたいと考えています。

この資料などから芦屋市の特徴を把握し、「重点的な取組」を検討する際のひとつの指標として取り扱うことを想定しています。

続いて、資料3-2をご覧ください。本資料では、資料の上部の枠囲いの取組を進めていく考え方、①の枠囲いの重視する視点、②の各団体等の取組内容や⑤の実績、評価など多くの情報が集約されています。今後は資料3-1及び3-2を中心に令和8年度以降の取組の進捗管理等を実施していく想定をしています。

上から順にご説明しますと、右側にポイントと記載の枠では、取組内容の選択や取組の進め方などについて、資料1-2の項番1資料中段の「絞り込む視点」に記載の内容を掲載しました。

次に①の枠の中では年度ごとに変化または継続していく「重視する視点」やその視点を選んだ理由を記載しています。吹き出しにあるように、本日の委員会では令和8年度の「重視する視点」を協議の上、決定したいと考えておりますので、現状の（案）及びその理由の記載について、ご協議いただきたいと思っております。

令和8年度の「重視する視点」に関して、「○高齢者に関わる事故を防止する」、「○自転車に関わる事故を防止する」の2本を事務局からの（案）としてご提示しております。その理由としては、兵庫県と比較するとそれぞれの割合が高いため、「高齢者」と「自転車」にフォーカスをあてました。令和6年実績の参考数値と資料3-1の数値と差がありますが、その理由は警察からいただいたデータ分析による数値の集約や同乗者の有無などの内容が異なることから生じておりますが、同じベースでの考えのものと兵庫県と芦屋市を比較すると、記載のとおり芦屋市が平均を上回っております。特に自転車の第二当事者（被害者）が、芦屋市は高いことが示されております。

次に③の枠では、例年5月頃に示される兵庫県の「重視する視点」を掲載しています。現時点では、県から令和7年度の「重視する視点」が示されているので、芦屋市の取組を検討する中で、あくまで参考として掲載し更新していく予定です。

左側に大きく記載例と書いてある部分の説明です。あくまでイメージしやすくするために、事務局で記載例として作成したものですのでご了承ください。緑色に着色した部分は、第10次交通安全計画（改定）の施策整理表（施策ツ

ール集)を基にした項目です。着色なしの項目は、ツール集からの実施内容を基にした各団体等での具体的な取組内容を記載しています。オレンジ色の着色部分は、各団体等からの取組内容を見たうえで、連絡会等を通じて自身の団体も協働できる取組がないかどうかを意見交換するために記載しました。最後にグレーでの着色部分は、緑、白、オレンジの部分を決定了した翌年度に実績や評価を行う部分となっています。

最後に資料3-3についてです。この資料では、今後の各団体等の具体的な実施時期やその概要をお示ししています。資料の右側に丸の数字がありますが、この番号と資料3-2の番号が概ね一致することを示しております。

事務局からの説明が長くなり、大変申し訳ございませんが、ここからは委員の皆様にもご協力いただく今後の具体的な進め方も含め説明します。資料3-2及び3-3をお手元にご準備ください。資料3-3、時期：令和8年2月について、本日の委員会では資料3-2の①、令和8年度の「重視する視点」をご協議いただきます。

次に、事務局からの照会に対して、令和8年5月頃までに「重視する視点」に基づいた、各団体等での実施内容や具体的な取組を検討、回答をいただきます。この照会で回答いただく部分は資料3-2の②の部分(緑、白)です。参考資料2をご覧ください。実施内容の検討の際は、第10次計画(改定)の目標ごとに施策を分類しておりますので、どの施策ツールNo.を選ばよいかの参考としてください。(例として、自転車事故に関することであれば⑤の施策の中から選択いただくイメージです。)以降は、各団体での取組を進めていただきます。

資料3-2、3-3に戻っていただき、資料3-3の5行目、時期：令和8年8月頃に交通安全対策連絡会を開催予定です。連絡会の内容としては第10次計画(改定)の総括や令和7年度の実績報告を行います。また、令和8年度の各団体の具体的な取組内容について情報交換を行い、その中で協働できる取組(オレンジの部分)への参画を検討いただきたいと思います。

その後、各団体等において交通安全の取組を推進していただき、令和9年2月頃に資料3-2の④の令和9年度の「重視する視点」を照会・回答によって決定します。令和9年5月ころまでに事務局から再度照会を行いますので、令和9年度の「重視する視点」を踏まえ、資料3-2の②の部分の令和9年度の各団体等での取組などを策定し、また⑤の部分に関する令和8年度の取組実績及び評価や今後の課題について回答いただきます。

ここまですが委員の皆様に取り組んでいただく内容となります。また、資料3-2の記載例中の番号5にデータ等を活用した分析の具体例とありますが、データ分析(ヒートマップや事故統計分析など)により浮かんできた芦屋市の特徴に対する取組を推進できれば良いのかと思い記載しました。また、48項目ある施策ツールNo.を基本としますが、今後の事故特性の変化も考えられることから番号6の施策ツールNo.に対して「新」という表記があります。これまでの交通安全計画で積み上げてきた施策には対応していない(できない)取り組みなどが考えられる場合は、「新」という表記も可能であることをお示ししています。新しく追加することも考えられる反面、施策ツール集の項目を減らすことも取組が進んでいく中で、検討していく必要もあるかと考えています。

事務局からの説明は以上です。

足立委員長： 今の説明の中で、資料3以降についてご意見いただけたらと思います。何か、お気づきの点や、もう少しここを詳しく教えていただきたい等でも構いませんので、ご意見いただければと思います。

鞍田委員： 基本的に、どのような目標を立てるのですか。それから、例えば年度が終わった後の経過については、事務局の方から照会がされるという認識で間違いはないでしょうか。

事務局/梅林： こちらに関しては、資料3-2、左から、オレンジ色の部分ですね。ナンバー1のところ。具体的な取組内容、高齢者が集まる場所やイベント等を通じた交通安全教室の実施というところで、協働する取組、協働して取り組む団体等の中で老人クラブ連合会や高齢介護課を記載させていただいております。オレンジの部分に関しましては、緑と白の部分が出てきた中で、私たちも協働できる、参画できるとなった場合、ご記載をさせていただきます。取組された翌年度の実績を記載するグレーの部分に関しましては、主な関係機関や、協働して取り組む団体等に、照会、回答いただくことを想定しております。

足立委員長： 他にご意見ございますでしょうか。

柴田委員： 施策ツール集は状況に応じて追加削減していくと思いますが、年度内の取組のスケジュールの部分で、次年度に重視する視点を定めて、それに対する取組を春に照会する流れかと思えます。また、元々計画があり具体的な数値を定めていたかと思えます。今後は具体的な数値を定めないという認識でよろしいでしょうか。

事務局/梅林： 目標に関して、主となるのは芦屋市総合計画で定めているものです。この目標の数値については、定めるかどうかをこの場でご協議いただければと思います。注視するところに関して、例えば令和7年の交通事故死傷者数のところです。令和7年の隣のところでは、300人以下を交通安全計画で目標としておりましたが、実数としては277で「注視」というように記載をしております。その他の部分、例えば、参考資料2番にあります通り、①から⑦の項目がありますが、高齢者の交通事故死者数については15人以下にするという内容に関しては、そのまま継続をさせていただいております。

基本的には、今まで目標を立てていたもの、総合計画で目標としたもの以外に関しては、交通安全対策計画をそのままスライドして、達成できれば今後注視していくようにしたいと考えています。やはり目標がないと、なかなか施策の取組というのが難しい部分も一定ありますので、この点について目標に関しては定める定めないというのをこの場でご協議をいただいて決めるのか、総合計画が主となり、交通安全対策計画等の目標に関しては横にスライドしていき、一度達成をすれば今後も注視していこうとするのかということについては、ご協議をいただければなというふうに考えております。

柴田委員： 総合計画は概ね5年ごとの計画だと思います。総合計画ですから、様々な市全体の政策を担っている中で、代表的なものが取り出されているというように考えていますので、これをもって交通安全の計画はここにありますがというのは、厳しいと思います。

参考資料2に、これまでは、それぞれの実態から数値化した目標値を決めていますけれども、そういう事故がないに越したことはないと思うので、300人を達成したからもういいという訳ではないでしょうし、なかなかそういう意味で交通安全の目標値って難しいのかなと思います。

ただ、活動した成果として、直接的にどれぐらい活動するとか、そういうところは数値にしやすいのかなと思います。その結果として事故がどれだけ減ったとかを、数値化するのは、なかなか難しいのかなと思っています。

交通事故にまつわる数字は、際限なく小さくしていくのが、理想的目標であると考えます。それを達成するために、活動の目安になる数字を設けるのは必要であると思います

事故件数、死者数や死傷者数の増減というのは、ずっとモニタリングしていく必要があると思います。しかし他の部分の目標は、今回や、5月とかに、活動取組を考えていく中で出てくるようであれば、そのときに定めるのも1つかと思います。例えば何回開催するとか。加入状況、10%アップを目指すとか。そのようなことであれば、その年度の活動状況や、重視する視点というのを2月に定める時に定めやすいのでは。

交通事故0件は目指すべき当たり前の数字だと思いますけれども、300人にする、200人にするという設定は、将来に向かってどう設定していくのかは、すごく難しいと思うので、達成したのか、動向として、減少傾向にあるのか増加傾向にあるのかを見極める中で対策を考えていく方が、現実的なのではないかと考えています。

吉泉副委員長： 資料3-1で書いていただいている数字は、黄色が目標値ですね。それ以外はこのまでの経過を書いており、そこが悪化しているのであれば、それに対して来年度取り組まなければいけないと考えることができますと思います。目標値の設定は難しく、これまでの経過を踏まえて特に悪化している数字を見たときに次年度への取組を考えることができるシートになれば、より可視化できると思います。

資料3-2は実際の計画と実績が1枚に合わさっているもので、最終結果がこうなるというものです。事務局の説明を踏まえると、ここに書いてある6項目すらどうなるかわからない、全く何も書いてない状態からスタートするわけですね。例えば①で書いている高齢者が関わる事故と、自転車に関わる事故を防止するためには、それぞれの団体がどんなことができますかということを経験をまずは照会をかけるということですね。記載例では、それが集まった結果が6個になったということですね。緑のところというのは、先ほどの施策のツール集で、これまでの計画を書いているところから抜粋する。白の部分は実際の実施主体ですね。道路・公園課と警察と安全協会がほぼ多い項目かと。他に保健安全・特別支援教育課が主体としてあると思います。この白抜きの右側のところ、具体的な取組内容が、毎年度内容が変わり、事務局としては具体的に照会をかけて、来年度こんな取組を書いて欲しいというものかと思っています。

ここで、先ほど柴田委員言われたように、数値で悪化していることに対して、令和8年度は、具体的な取組内容の欄にこういった取組をして、その中で目標として、この事故件数を幾らにするみたいなことを書いていけばよいのではないのでしょうか。そして翌年度、右側のグレーの部分ですが、実績を書くときに、それが達成できたかどうかにもつながるので、そういう意味では、一旦来年度、この目標を立てた、それに対してどういようように実施をするみたいなどころであれば、取り組みやすいのではないかと考えました。

事務局/梅林： 目標というのは設定が難しいというところもありますので、各団体の中で、

自分たちはこういった目標を持って、どのように取り組みたいというところの意思表示も含めて、具体的な取組内容に記載いただくと各団体としても、これが目標になったからこういうように取り組めたというような実績評価というところにも繋がっていくのかと思います。

吉泉副委員長： 次回、例えばこの場で、こういった資料が提供されるときは、このオレンジのところは一旦白抜きで出てくるかと思います。関係機関が作った取組に対して、例えば、自分たちの団体や、他に協働できそうな団体があれば、ここの場の中で、一緒にやりましょうということで、オレンジのところの白抜きが、この場で埋まっていくというイメージですよね。

事務局／梅林： 5月ごろまでに照会をさせていただいたときは、①番の令和8年度に重視する視点というのが確定をしております。グレーよりも左側の部分、実施内容、施策の関わり、主な関係機関、具体的な取組内容、共同して取り組む団体は空白で、検証内容、施策ツールナンバーというのが埋まった状態です。

そのタイミングでは、オレンジ色とグレーは白抜きになりますが、翌年8年の8月の連絡会を開催したときには、オレンジの部分について、我々も参加できる、一緒に協働できるといったところを、ご検討いただくというような形を考えています。

三谷委員： (次年度からの取組みの)特徴の1つは、協働、であると思います。これまでの委員会は、県からの計画を受け、それに沿う計画を策定し、それぞれの機関ができることを出来る範囲で実行して、それを取りまとめることだけを行っていたということですね。表向き「協働」っぽく見えるが、それが十分に行われていたとは言いづらいです。それを、交通安全計画を策定しない代わりに、本当の意味で協働を行い、より実効性のあるやり方に変更しようとしているということですね。これは、非常に良い取組であると思います。

もう1つの特徴は、総計(総合計画)の数値目標を視野に入れながらも、明確な目標を定めず、その時々的高度重视すべき実態を踏まえて、これまでの取組の成果も活用し、その時々求められる有効な交通安全対策を実施する仕組み、実態に即した臨機応変に対応する施策実施、になっていることであると思います。

こうした点を、より分かりやすく記載し、共有したほうが良いのではないかと思います。

足立委員長： 協働というか、我々もこうしたことを取り組んでいけるというところ、そのような議論が進んでいけばいいかなと思います。他、お気づきの点等ございませんでしょうか。

藤田委員： 資料3-1に、子どもの交通事故死傷者数が書いてあり、子どもに対して色々な対策をしていただいていると思います。ここでいう子どもは、対象が何歳までなのかを明記しなければならないかと思います。参考資料2の④に出てくる子どもについては高校生を対象にスケアードストレイトの交通安全教室は実施していないとなっていると思います。ここでいう我々が、事故を防ぎたい子どもというのは何歳までを想定しているのかを共通認識として持っていた方がいいのかなと思います。

自転車教室は公立学校には丁寧にさせていただいており、私立も結構ありまし

て、この交通事故の件数を見ているとこんなにも教育委員会に報告は上がってきていないというのが正直なところです。どこまで我々が目標値をもって、やっついていかないといけないのかを共通認識として持つべきだと思います。

事務局／梅林： こちらの資料に関しては警察からご提供いただいた資料です。子どもに関しては、中学生以下が1つ定義になっております。子どもに関しましては、基本的には皆様全員事故がないのがいいのですけれども、主に小中学校までが重視する視点となり、その年代に対してアプローチする必要があると考えております。子どもの事故死傷者数というところは考えを改めて数値の変更等々させていただけたらと考えております。

三谷委員： 私の過去の交通事故分析の結果から、小学校、中学校、高校の各生徒の事故は異なる特徴を持っています。それを踏まえれば、子どもの年齢区分は、それに合わせた方が良くはないかと思えます。加えて、小学校未満の子どもについても、同様に区別したほうが良いと思えます。

山川委員： 総合計画の目標が最上位にあり、7つの柱等の施策はその下に分類されるというイメージでよろしいでしょうか。先ほど目標を定めないという議論がありましたが、総合計画の目標設定で、事故を0にしていくという認識でよろしいでしょうか。

事務局／梅林： 令和8年度以降は総合計画がすべての柱になります。芦屋市の最上位計画です。総合計画を基にし、また兵庫県の交通安全計画を基にし、これまでお話を進めてきました。令和8年度以降に関しましては、兵庫県の計画も参考にしつつ、芦屋市の最上位計画で定めております総合計画の項目としては、資料1-2に記載している施策目標8番の日常の安全安心が確保されている中の、8-2、「交通ルールを守る意識を高め歩きやすいまちとなるように取り組みます」ということです。いわゆる総合計画がすべての柱となっていますので、これまでの交通安全計画の施策ツール等に関しては、今後も引き続き使いますが、総合計画の下に、これまでの施策ツールがあり、交通安全に関する取組を進めていくという方向です。

吉泉副委員長： 基本的には資料3-1の黄色い部分の右側が令和8年度からの総合計画の後期基本計画で、翌年度から実施する総合計画、来年度からは総合計画を最上位の目標にしましょうということです。ここに記載している240件以下と82件以下が総合計画で目標とされる数字です。それ以外の注視や15人以下というところは今年度で終了する交通安全計画改訂版の目標値が記載されています。基本的には、交通安全計画は作らないけれども、この目標があったということを引き続き、5年後の目標を置いているというところでは、基本は今ある交通安全計画の目標値や考え方を大事にしながら、取り組むという形で作成している資料ですね。

三谷委員： ご質問のポイントはおそらく、総合計画で示されている施策目標8に書いてあることを、実施することが目的ではないか。その結果として事故が減少すればいいよね。という理解でいいのか、という部分かと思えます。

この施策目標8に書かれていることについては、割と漠然としたことだけが書かれており、もともとこの委員会の中で取り扱ってきたような安全対策、非

常に細かな安全対策のところまでは書ききれていないと思います。その意味で申し上げますと、ここ（本委員会）で行っている取組の方が、はるかに細かく対策に近いものを取り組まれているので、ここ（施策目標8）に書いたことだけをやればよいわけではないと思います。

そうではなくて、（目的は）もちろんこれ（施策目標8の取組み）は意識するが、さらに数値目標として示されている240という数値を何とか達成したい、そういう思いをこの委員会の中で持ちながら取り組んでいくことだろう、と。（施策目標8の取組みは）そのような位置付けなのかなと思いました。

ここ（施策目標8）に書かれていることと、今回のこの委員会の中で取り込まれている様々な施策との関係性というのは、少し不明確だったのかなと思います。共通認識をする上で良いご質問だったのではないかと思いますので、そのあたり、もう少し整理をされておかれる方が、いいのではないかと思います。資料の1-2の中に、そのあたりのことをもう少し、記載されると良いのではないのでしょうか。ここが、さらっと流されているので、実際この委員会で行ってきた様々な施策との関係性をどう取り扱うのが不明確だった、このことが多分、先ほどのご質問の原因じゃないかなと思います。

事務局／梅林： 資料3-1の令和3年から令和7に関しては、計画の期間としては、第5次総合計画の前期基本計画と第10次の交通安全計画の改定が、被っております。この部分に関しては、総合計画がある中で、第10次交通安全計画という位置付けになりますので、基本的には乖離はしていないと考えております。

第10次交通安全計画の施策、そのときに使っていた施策ツール集を基に、今回施策をお考えいただくことになるかと思っております。基本的に資料1の施策目標8に関しては、踏襲ではないが何かしらで関係性があるのかと考えています。皆様にも意識をしていただきたいところも含めると資料3-2に施策目標8を掲載しました。施策を考えていただくときに、意識づけできるような方法をとらせていただけたらと考えております。

山川委員： 重点の設定に関しては高齢者と自転車ということで、総合計画でいうと8-2-3を特に重点的に取り組む。そういう関連付けをしていただけるという認識で間違いはないでしょうか。

事務局／梅林： はい、その通りです。

三谷委員： 令和8年度以降は、資料1には「施策目標8を実施」と書いてありますが、そうではなく、先ほどの「特徴」をもった新たな取組を行う、というのが良いのではないかとアドバイスしました。この理解で正しいのでしょうか。もしそうならば、資料を修正したほうが良いのではないのでしょうか。

吉泉副委員長： 前期の総合計画の基本計画の中でも、この施策目標8に書いている内容に取り組んでいます。もうすでに、この総合計画で書いている内容は、今の交通安全計画は取り組んでいますので、よりそれを具体的に取り組んでいるというのが現状です。その取組を引き続き進め、ここの8-2-1から8-2-3に書いていることを今後も取り組んでいく方向性です。

三谷委員： 気にしていたのは、県の計画が下りてきて、それに基づいて、この計画（交通安全計画）が立てられ、定められたという経緯の取組と、市の方で独自に作られた施策目標から出てきた取組の2つが存在していたことです。今話を聞

くと、それぞれの計画を立てる段階ですり合わせをして、矛盾がないようにされてきたということですね。その結果、この形になっているのであれば、それで私は問題ないと思います。

足立委員長： ご意見が出て、その中で深い議論になって、共通認識がさらに深められて非常にいい形だと思います。ご質問等ございましたら、お願いいたします。特になければ質問を終了しますが、もしお気づきの点がございましたら、事務局の方までお願いいたします。今回の議論の中で、確認すべきことは、いろいろと議論されたかなと思っております。意見が出たことによって共通認識を深められたらと思っております。それでは第2回交通安全対策委員会を終了させていただきます。ありがとうございました。

以 上